

平成 30 年度奈良県計画に関する 事後評価

令和 3 年 1 1 月
奈良県

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

行った

・医療分については、令和3年3月24日の医療審議会での時点までの実施内容について報告を行った。

行わなかった

・介護分については、新型コロナウイルスの影響により協議会を開催できなかったため。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

・特になし。

2. 目標の達成状況

平成30年度奈良県計画に規定する目標を再掲し、令和2年度終了時における目標の達成状況について記載。

■奈良県全体

1. 目標

奈良県においては、医療介護総合確保区域の課題を解決し、高齢者が地域において、安心して生活できるよう以下を目標に設定する。

(1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

既に導入済みの情報収集及び指標算出システムを活用し、各病院の医療提供状況等の分析評価を行うとともに、地域における病院の役割等について関係病院と協議を行い、病床の機能分化と病院間の連携の強化を図る。

医療機関の機能分化・連携により、効率的かつ効果的な医療提供体制の構築を図るため、病床規模の適正化を伴う施設・設備の整備に対して支援を行う。

- ・ 地域医療構想で記載する令和7年度に必要となる医療機能ごとの病床数
高度急性期 1,275 床
急性期 4,374 床
回復期 4,333 床
慢性期 3,081 床
- ・ 各病院の医療機能の強化（指標値の上昇）
- ・ 病床数（高度急性期 1,466 床（H28年度）→1,275 床、急性期 6,997 床（H28年度）→4,374 床、回復期 1,997 床（H28年度）→4,333 床、慢性期 3,194 床（H28年度）→3,081 床）

(3) 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期県介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

介護施設等の開設時に必要な準備経費に対して支援を行うことにより、開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制を整備する。

介護療養型医療施設の介護施設等への転換整備に対して支援を行い、介護療養病床の減少を促進する。

介護施設等へ配布する消毒液等の購入を行い、新型コロナウイルス感染拡大防止を図る。

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| ・ 認知症高齢者グループホーム | 3カ所 |
| ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 | 4カ所 |
| ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 2カ所 |
| ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 3カ所 |
| ・ 特別養護老人ホームの開設準備経費に対する支援 | 3カ所 |
| ・ 養護老人ホームの開設準備経費に対する支援 | 1カ所 |
| ・ 認知症高齢者グループホーム開設準備経費に対する支援 | 2カ所 |
| ・ 小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 | 5カ所 |
| ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設準備経費に対する支援 | |

- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 2カ所
- ・介護療養型医療施設の介護施設等への転換整備支援 2カ所
- ・介護医療院開設のための準備経費に対して支援 1カ所
- ・訪問看護ステーションの大規模化に対する支援 1カ所
- ・介護施設等へ配布する消毒液等の購入 1件

2. 計画期間

平成30年度～令和2年度

□奈良県全体（達成状況）

1. 目標の達成状況

（1）地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

- ・地域医療構想実現に向けて、県内病院に対して、「面倒見のいい病院」の優良先進事例等を共有するとともに平成30年度に策定した「見える化」指標をブラッシュアップし、地域における病院の役割等について認識共有を図った。

（地域医療構想実現に向けた医療機能強化推進事業）

- ・医療機関の機能分化・連携により、効率的かつ効果的な医療提供体制の構築を図るため、奈良県の医療機能の分析及び個別病院の医療機能再編支援を行った。

（医療機能分化・連携促進事業）

（3） 介護施設等の整備に関する事業

- ・認知症高齢者グループホーム 3カ所
- ・小規模多機能型居宅介護事業所 4カ所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2カ所
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所
- ・特別養護老人ホームの開設準備経費に対する支援 3カ所
- ・養護老人ホームの開設準備経費に対する支援 1カ所
- ・認知症高齢者グループホーム開設準備経費に対する支援 2カ所
- ・小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 5カ所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設準備経費に対する支援 2カ所
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 2カ所
- ・介護療養型医療施設の介護施設等への転換整備支援 2カ所
- ・介護医療院開設のための準備経費に対して支援 1カ所
- ・訪問看護ステーションの大規模化に対する支援 1カ所
- ・介護施設等へ配布する消毒液等の購入 1件

2. 見解

- ・地域医療構想実現に向けた事業を行うことで、地域における病院の役割等について県内病院の意識共有及び病床の機能分化が進み、効率的かつ効果的な医療提供体制の構築が一定図られた。

3. 目標の継続状況

- 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている（介護施設整備分以外）。
- 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない（介護施設整備分）。

■奈良・東和・西和・中和・南和（目標と計画期間）

1. 中央区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

- (1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
奈良県全体の目標と同じ

2. 計画期間

平成30年度～令和2年度

□奈良・東和・西和・中和・南和（達成状況）

1. 目標の達成状況

奈良県全体の達成状況と同じ

2. 見解

奈良県全体の達成状況と同じ

3. 目標の継続状況

- 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている（介護施設整備分以外）。
- 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない（介護施設整備分）。

3. 事業の実施状況

平成30年度奈良県計画に規定した事業について、令和2年度終了時における事業の実施状況を記載。

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No. 1 (医療分)】 地域医療構想実現に向けた医療機能強化推進事業	【総事業費】 10,501 千円
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	奈良県	
事業の期間	平成30年4月～令和3年3月 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	将来的な医療需要に対応した医療提供体制の構築のためには、各医療機関が地域の医療ニーズに則して自らの担う医療機能を明確化し、その担う役割の方向性に沿った医療機能の発揮と連携の強化が必要 アウトカム指標：各病院の医療機能の強化（指標値の上昇）	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機能の「見える化」指標の作成 ・各病院から「見える化」指標の収集 ・病院間での指標結果の共有、県民等への公開 ・医療機能の「見える化」による各医療機関の機能分化、機能発揮、連携強化 	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・「見える化」指標を作成する ・指標結果を病院間で共有する ・指標結果を分かりやすく県民に公開する 	
アウトプット指標（達成値）	令和2年度においては、県内全病院の「面倒見のいい病院」機能を「見える化」するための県内医療・介護関係者や有識者による指標検討会を2回開催し、作成した指標項目のブラッシュアップと令和2年度版の各病院の指標算定を行った。また、指標の病院間での共有と県民等への公開についても、その実施方法を検討会で議論を進めることができた。自主的に自院にあった取組を取り入れてもらうため優良先進事例等を共有するシンポジウムを3回開催した。	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 医療機能を「見える化」し、その結果を病院間等で共有することにより、各病院の「自己評価」「自己改善」を促し、医療機能の強化を図る。</p> <p>(1) 事業の有効性 県が各病院の有する機能を同一の指標で「見える化」することで、各病院が自らの担う医療機能を明確化し、その担う役割の方向性に沿った医療機能の発揮と連携の強化が可能となる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p>	

	各病院が独自で機能評価や分化・連携を模索するのではなく、県が提示した同一基準の指標から自院の機能（「強み」「弱み」）を把握することで、機能分化・連携に至るプロセスを効率化できる。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 2（医療分）】 医療機能分化・連携促進事業	【総事業費】 12,288 千円
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	県内病院及び有床診療所	
事業の期間	平成30年4月～令和3年3月 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2025年に必要となる機能別病床数を見据え、地域医療構想に沿った病床機能の集約化・再編、他分野への転換（介護・健康・福祉）及び連携を図る必要がある。	
事業の内容（当初計画）	医療機関の機能分化・連携により、効率的かつ効果的な医療提供体制の構築を図るため、病床機能の集約化・再編や他分野への転換に要する費用に対する補助及び病院間の連携促進をサポートすることにより、支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	病床削減数 286 床（平成30～令和元年度）	
アウトプット指標（達成値）	令和2年度において、 病床削減数 711 床（平成30～令和2年度）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 過剰となっている機能病床を集約化・再編等することにより、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築につなげる。	
	<p>（1）事業の有効性 病院の経営傾向を踏まえた支援や転換の要する費用の補助を行うことにより、病院の自主的な医療機能の再編等を図る。</p> <p>（2）事業の効率性 過剰となっている機能病床を転換することにより、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築につなげる。</p>	
その他		

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	【NO.1 (介護分)】 奈良県介護施設等整備事業	【総事業費】 681,786 千円
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	介護事業者等	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。</p> <p>アウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム 3カ所 ・小規模多機能型居宅介護事業所 4カ所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2カ所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 ・特別養護老人ホームの開設準備経費に対する支援 3カ所 ・養護老人ホームの開設準備経費に対する支援 1カ所 ・認知症高齢者グループホーム開設準備経費に対する支援 2カ所 ・小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 5カ所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設準備経費に対する支援 2カ所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 2カ所 ・介護療養型医療施設の介護施設等への転換整備支援 2カ所 ・介護医療院開設のための準備経費に対して支援 1カ所 ・訪問看護ステーションの大規模化に対する支援 1カ所 ・介護施設等へ配布する消毒液等の購入 1件 	
事業の内容 (当初計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス施設等の整備を行う。 ・介護施設等の開設に必要な準備経費に対して支援を行う。 ・介護療養型医療施設の介護施設等への転換整備に対して支援を行う。 ・介護医療院開設のための準備経費に対して支援を行う。 	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム 3カ所 ・小規模多機能型居宅介護事業所 4カ所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2カ所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 ・特別養護老人ホームの開設準備経費に対する支援 3カ所 ・養護老人ホームの開設準備経費に対する支援 1カ所 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム開設準備経費に対する支援 2カ所 ・小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 5カ所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設準備経費に対する支援 2カ所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 2カ所 ・介護療養型医療施設の介護施設等への転換整備支援 2カ所 ・介護医療院開設のための準備経費に対して支援 1カ所 ・訪問看護ステーションの大規模化に対する支援 1カ所 ・介護施設等へ配布する消毒液等の購入 1件
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム 3カ所 ・小規模多機能型居宅介護事業所 4カ所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2カ所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 ・特別養護老人ホームの開設準備経費に対する支援 3カ所 ・養護老人ホームの開設準備経費に対する支援 1カ所 ・認知症高齢者グループホーム開設準備経費に対する支援 2カ所 ・小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 5カ所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設準備経費に対する支援 2カ所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 2カ所 ・介護療養型医療施設の介護施設等への転換整備支援 2カ所 ・介護医療院開設のための準備経費に対して支援 1カ所 ・訪問看護ステーションの大規模化に対する支援 1カ所 ・介護施設等へ配布する消毒液等の購入 1件
事業の有効性・効率性	<p>アウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム 3カ所 ・小規模多機能型居宅介護事業所 4カ所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2カ所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 ・特別養護老人ホームの開設準備経費に対する支援 3カ所 ・養護老人ホームの開設準備経費に対する支援 1カ所 ・認知症高齢者グループホーム開設準備経費に対する支援 2カ所 ・小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 5カ所

	<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設準備経費に対する支援 2カ所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 2カ所 ・介護療養型医療施設の介護施設等への転換整備支援 2カ所 ・介護医療院開設のための準備経費に対して支援 1カ所 ・訪問看護ステーションの大規模化に対する支援 1カ所 ・介護施設等へ配布する消毒液等の購入 1件
	<p>(1) 事業の有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス施設等の整備により県内の要介護・要支援認定者に対する地域密着型サービス事業所数が増加し、高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築が図られた。 ・特別養護老人ホーム等の開設準備経費に対する支援を行うことにより、開設時における安定した質の高いサービスの提供が図られた。 ・介護療養型医療施設の介護施設等への転換整備に対して支援を行い介護療養病床が減少した。 ・消毒液等の衛生用品の供給が逼迫する中で、消毒液等の購入を行い、介護施設等へ配布することで、感染拡大防止を図ることができた。 <p>(2) 事業の効率性</p> <p>調達方法や手続について行政の手法を紹介することで、一定の共通認識のもとで施設整備を行い、調達の効率化が図られた。</p>

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.15】 医師確保修学資金貸付金	【総事業費】 206,328 千円
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	奈良県	
事業の期間	平成30年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	奈良県内の地域間や診療科間の医師偏在を是正するため、県内医療機関に一定期間従事する義務をともなう修学資金を貸与し、医師が不足する地域や診療科に医師を誘導することが必要 アウトカム指標：修学資金の貸与を受けた医師の配置数 R2：51人（R1：43人）	
事業の内容（当初計画）	医師の確保が困難なへき地等の医療機関や医師の確保が困難な特定の診療科等（小児科、産婦人科、麻酔科、救急科、総合診療を実施する科及び救命救急センター）、特定専攻課程（総合内科分野、児童精神分野、消化器外科分野、小児外科分野）に勤務する医師の養成及び確保を図るため、県内医療機関に一定期間従事する義務をともなう修学資金を貸与。	
アウトプット指標（当初の目標値）	R2年貸与者数 87人	
アウトプット指標（達成値）	R2年貸与者数 87人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：R3時点における修学資金貸与者のへき地医療機関、特定診療科等又は特定専攻課程（※）で勤務する医師数 60人 （※）医師の確保が困難な診療の分野 （1）事業の有効性 ・新規修学資金貸与者を15名確保した。 （2）事業の効率性 ・修学資金の貸与を受けた期間の3/2に相当する期間について、医師が不足する特定の診療科（産科、小児科など）、へき地等での勤務を義務付けることにより、効率的に医師が不足する特定の診療科、へき地等で勤務する医師の確保を図ることができる。	
その他		